

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(法律第147号)」が制定されました。さらに2002(平成14)年3月、日本国政府によって「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。それによると、「わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、わが国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重の社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。」と示されています。

また、地方公共団体の基本計画については、「それぞれの市町村の実情をふまえてつづ作成するもの。」と明記されています。

言うに及ばず、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することは、人間として果たすべき義務であります。

そこで、ここに本市の実情に合わせた、「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」(以下、「基本計画」という。)を中長期的な展望の下に、策定することとしました。

## 2 人権教育・啓発の基本的あり方

私たちの今日の社会において、すべての人に人権が保障されているかという点、決してそうではありません。生まれたところや、女性だから、外国人だから等という理由で差別されるなど、憲法が制定されて60年経つ今日においても基本的人権の侵害が続いています。私たちの力で基本的人権が真に保障される社会を築いていくためには、社会に厳存する偏見や差別、人権侵害等の現実をみつめ、日常の一つひとつの出来事やこれまで当たり前としてきた習慣などについても、再点検していくことが必要です。こうしたことから、私たちは家庭や学校、地域社会、職場、また、インターネットやマスメディアなど日常生活のあらゆる場が人権教育（学習）の場となることを再度認識する必要があるといえます。あらゆる場での学習機会を通じて、自分の考え方や価値観を問い直し、人権尊重の意識や態度を育むことが重要です。

この基本計画において、市民一人ひとりが、人権教育・啓発を通じて、人権尊重について「自ら考え」「理解と認識を深め」「自分の生き方の基本として身につけ」、日常生活の中で「行動化（実践）」していくことをめざします。また、人権文化を育てていくことにもつなげていきます。

人権教育・啓発は、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約等に即し、次の点をふまえながら推進していきます。

### (1) 市民が主体となる人権教育・啓発の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの努力によって築きあげられていくものです。社会の一員として、私たち自らが人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育に主体的に取り組むことが、人権文化の創造を実現するためにもっとも必要なことです。

このような視点に立って人権教育・啓発活動を推進するとともに、全ての市民にあらゆる機会を通じて人権教育の取組に参加してもらえるような学習機会の提供や広報・情報の提供に努めるなど、人権教育を推進する学習環境を整えていきます。

## ( 2 ) 人権尊重の視点に立った行政の推進

すべての人の人権が尊重される社会を築くため、市においては人権の保障が行政の根幹であることを常に認識し、人権尊重の視点に立った行政の推進に、より一層取り組む必要があります。このため、職員一人ひとりが、人権意識の高揚を図るとともに、常に人権尊重の視点に立って、公務の遂行に努めていきます。また、効率的・効果的に進めるため、国・県、他市町村などの行政機関、市内の企業や民間団体等と、それぞれの役割をふまえた上で、連携と協力を図ります。

## ( 3 ) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

生涯学習の理念に基づき、子どもから大人まで各年齢層に応じて、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場と機会を通じた多様な人権教育・啓発を推進します。

## ( 4 ) 同和教育等の成果をふまえた人権教育・啓発の推進

本市の同和教育は、同和問題に起因する長欠・不就学の解消への取組からはじめられ、教育を受ける権利を保障する「人権としての教育」を具体化するものでした。その営みは、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育む取組として進められ、同和問題の解決だけでなく、さまざまな人権問題についての理解・認識を深める教育として広がり、同和問題啓発活動とあいまって、人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図るうえで、大きな役割を果たしてきました。

子どもたち一人ひとりの現実から教育課題をとらえ具体的な実践を進めてきた同和教育の営みや行政、教育、関係団体等が有機的に連携して進めてきた取組は、今後も大切にしていかなければなりません。

これら本市で長年培われてきた取組をふまえるとともに、国内外で展開されている多様な取組にも学び、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図りながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、さらに広く豊かな人権教育・啓発の推進に努めます。

### 3 計画の性格

- (1) 「人権教育のための国連10年」小松島市行動計画を引き継ぎ、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するために策定します。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨をふまえたものです。
- (3) 「小松島市人権条例」の目的を達成するため、必要な人権施策を積極的に推進するためのものです。
- (4) この計画の推進をもって「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

